

4章 環境施策の展開

1 生活環境

望ましい環境像 快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

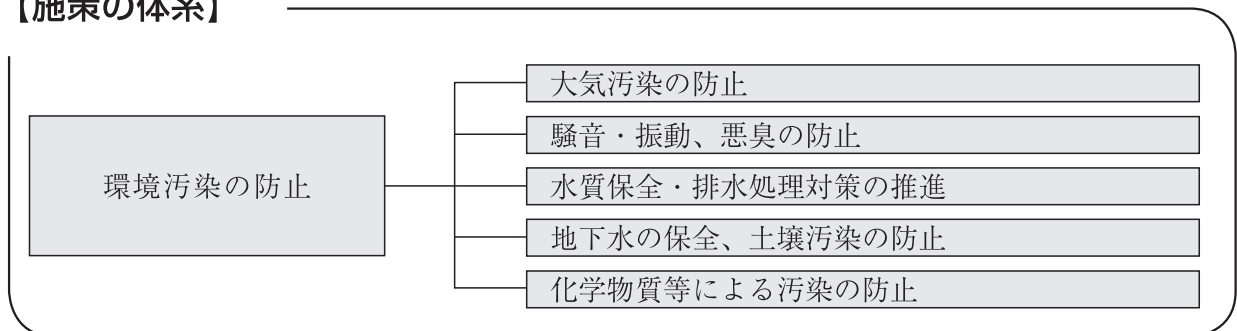
○課題と施策等の取組

1-1 環境汚染の防止

【課題概要】

- 公害については、苦情件数は減少傾向にありますが、近年は苦情の内容や発生地域が多様化しています。引き続き市民の健康や生活環境に影響を与えることのないよう測定、監視を行っていく必要があります。
- 近年は、汚染物質の発生域が市内や周辺市町村ではなく、広域的であることから、国や県、周辺市町村と連携していくことが必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 大気汚染の防止

- (ア) 大気中の窒素酸化物や光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの汚染物質の測定、現況把握により大気環境の監視をする。また、汚染防止や被害防止に向けた取組方法を周知するほか、人の健康または生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、注意喚起し適切な行動を促す。
- (イ) 工場または事業場から排出されるばい煙は、法令で定められた基準の管理により、大気中への排出抑制を図る。

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

- (ア) 騒音や振動の防止は、法令により地域を指定し、工場、事業場、建設作業や

- 自動車、鉄道などの発生源からの抑制や、環境騒音の発生抑制をする。
- (イ) 畜産業や製造業、飲食業などの臭気対策は、法令により地域を指定し、事業所等の発生源を規制することにより生活環境の保全を図る。

(3) 水質保全・排水処理対策の推進

- (ア) 水質保全のため、工場・事業場からの排出規制と同時に、下水道整備や接続の推進、合併処理浄化槽の普及を図る。
- (イ) 河川、湖沼、海域、地下水、事業所の排水口の水質調査により、水質汚濁の監視と状況把握を行う。また、化学物質が流れ込む水質汚濁事故の際は、被害拡大防止のため関係機関と連携し迅速な対応に努める。

(4) 地下水の保全、土壌汚染の防止

- (ア) 積雪期前には、地下水揚水により地盤沈下が起こることを周知し、地盤沈下防止の取組に協力を呼びかけるほか、地下水位を監視し、著しい地下水位低下がある場合は地盤沈下に関する注意喚起をする。
- (イ) 国、県と連携し、地盤沈下の状況を把握し、揚水設備設置者等に対し地下水保全に関する啓発を行う。
- (ウ) 法令に基づく有害物質の地下浸透規制や、廃棄物の埋立規制により地下水及び土壌の汚染を防止する。

(5) 化学物質等による汚染の防止

- (ア) 有害化学物質や放射線、その他の新たな環境汚染に対しては、モニタリングや適切な被害の防止を行うとともに、関係機関と連絡調整を行い対応する。

【環境配慮指針】（※は、他分野でも関連する取組）

主体別取組内容（生活環境：環境汚染の防止）

(1) 市民に望まれる取組

- 自動車の運転時は、アイドリングストップや暖気運転を控えるなど、エコドライブを行う。※
- ハイブリッド車、電気自動車、水素燃料電池車など低公害車の購入などを検討する。※
- PM2.5 や光化学オキシダントの注意報等の発表時の行動をあらかじめ把握し、発表時は屋外での活動をできるだけ控える。
- ダイオキシンの発生や健康被害などの原因となる野焼きなどの不適切な焼却を行わない。

- 日常生活において、近隣騒音や悪臭の発生防止など周囲や地域住民に配慮する。
- 廃食油は、そのまま流さずに廃食油回収協力店へ持ち込んでリサイクルする。
- 灯油の流出などの油漏れを防止する。
- 風呂水の再利用や雨水の散水利用など水道水の節水に努める。
- 雪が止んだ時の消雪パイプの停止など、地下水を節水する。
- 下水道や集落排水への接続、合併浄化槽への転換を進める。
- 水質、大気、土壌などの公害防止の調査に協力する。
- 放射線についての正しい知識の取得や理解に努める。

(2) 事業者に望まれる取組

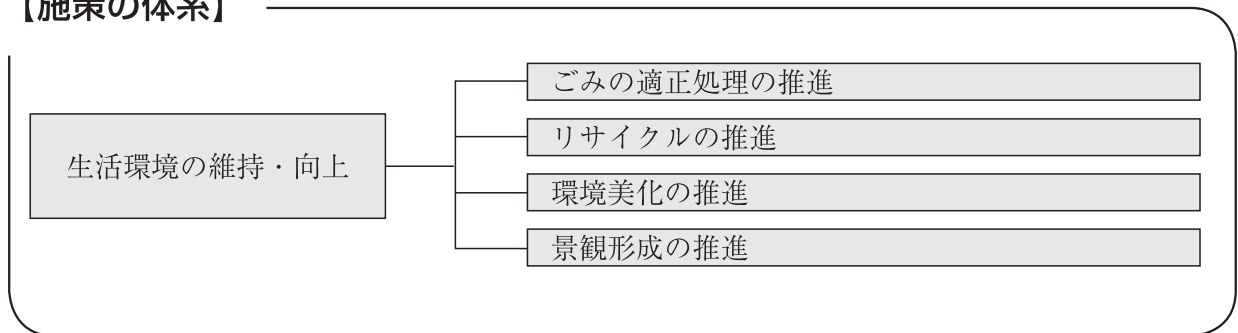
- 通勤時のノーカーデーの設定や、事業用自動車の購入時の低公害車の購入を検討する。※
- 事業活動における、アイドリングストップや暖気運転を控えるなど、エコドライブを行う。※
- 工場の製造過程の排気ガスや、冷温水発生機等から発生するばい煙の排出基準を遵守する。
- 事業活動に伴う騒音や振動の発生防止や、排水による水質汚濁防止を徹底する。
- 消雪パイプの適正運転をして節水をする。
- 土地利用する場合には、土壌汚染や地下水汚染の防止対策を徹底する。

1-2 生活環境の維持・向上

【課題概要】

- 家庭ごみは、全市有料化による大幅減量の後、減少傾向が続いていますが、引き続きごみ減量に関する周知を行っていく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、ごみの分別や排出が困難な世帯の増加が予想されることから、支援制度の充実と周知を図る必要があります。
- 不法投棄については、広報等による周知や看板の設置、関係機関と連携した活動により対応する必要があります。
- 市民の景観に対する意識を高めるとともに、景観形成の主体的活動を促し、日常生活の中に良好な景観を形成していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) ごみの適正処理の推進

- (ア) ごみの減量と不法投棄防止のため、減量意識の醸成とごみ処理ルールの浸透を図る。
- (イ) 高齢化の進展等により、分別や排出が困難な世帯の増加が見込まれることから、ごみ出し支援制度の周知と充実を図る。

(2) リサイクルの推進

- (ア) 市民の資源物の分別収集のルール浸透を図るとともに、事業者のリサイクル意識の醸成を図る。
- (イ) 資源物の適正分別による価値向上を進めるなど、経済性にも配慮したリサイクルを推進する。

(3) 環境美化の推進

- (ア) 地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動など様々な取組を展開する。

(4) 景観形成の推進

- (ア) 地域の豊かな自然と風土が織りなす快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図るため、景観セミナーの実施、景観アドバイザーや届出制度の運用により景観に配慮した取組を行う。
- (イ) 市民や事業者の主体的な景観づくり活動に対する支援を行うとともに、新たな景観資産の特定に努める。

【環境配慮指針】（※は、他分野でも関連する取組）

主体別取組内容（生活環境：生活環境の維持・向上）

(1) 市民に望まれる取組

- 買い物時にはマイバッグを持参し、過剰包装の品を避け、詰め替え商品の購入を心がける。
- 食料品は、買いすぎ作りすぎに気を付け、生ごみを出さないようにする。
- リサイクルショップなどを利用し、使用可能な不要品の売却や、リユース品の購入を心がける。
- ごみの分別ルールを守り、ポイ捨てなど不法投棄は絶対に行わない。
- 不法投棄防止活動に協力し、全市クリーン活動に参加する。※
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。
- 身近な自然景観やまちなかの景観を大切にし、景観を考える活動に参加し、関心を高める。

(2) 事業者にも望まれる取組

- 過剰包装をせず、マイバッグ持参の取組を支援する。
- 生ごみや商品の廃棄量を削減する。
- 製造商品のエコマーク取得に努める（製造に係る資源採取、製造、流通、使用、消費、リサイクル、廃棄などの各段階を通じた環境配慮に努める）。
- ごみの分別に努め、法令に従い再生利用を進める。
- 事務用紙類の再資源化を進め、古紙パルプを使用した紙類の使用を進める。
- 不法投棄防止活動やクリーン活動など、地域の環境美化活動に協力する。※
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。
- 身近な景観を大切にし、建物の色彩に配慮するなど、まちなかの景観づくりに配慮する。

○生活環境分野の指標・目標値

項目	現況年度 (平成)	現況値	目標年度 (平成)	目標値
公害苦情件数	25	32 件／年	34	30 件以下／年 (計画期間内の平均)
事業所の騒音・振動規制基準達成率	25	98%	34	99%
事業所の排水基準達成率	25	93%	34	95%
市民1人当たりのごみ排出量(1日当たり)	25	949g	34	944 g 以下
家庭ごみの資源化率	25	48.1%	34	50.0%
汚水衛生処理率 ※生活排水処理が適切に 処理されている人口割合	25	80.2%	34	85.0%
全市クリーン活動参加者数	25	58,182 人／年	34	62,000 人／年

2 自然環境

望ましい環境像 自然と共生した社会を目指す

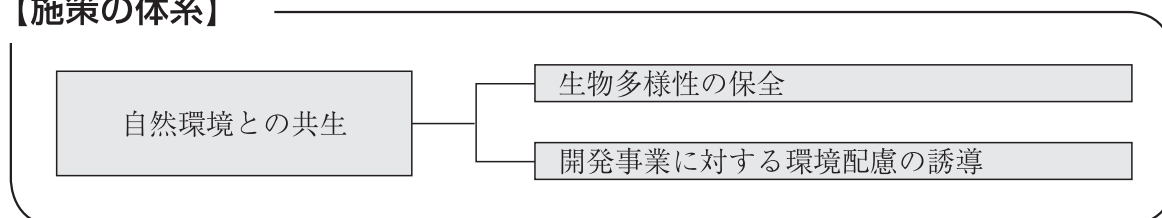
○課題と施策等の取組

2-1 自然環境との共生

【課題概要】

- 当市には豊かな生物多様性を保持した自然環境があり、その中には希少な動植物が生息している地域があります。それらの生息環境を維持するため、引き続き自然環境保全地域の指定を進め、自然の保全意識を醸成する必要があります。
- 生物多様性の保全に配慮しながら、農作物や人身に被害をもたらす恐れのある野生鳥獣対策を行う必要があります。
- 開発行為などは、自然環境を始め、公害や景観など様々な分野の環境に影響を及ぼす恐れがあるため、引き続き環境配慮の誘導が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 生物多様性の保全

- (ア) 多様な生態系を有する自然環境を保全するため、良好な自然が残されている地域を自然環境保全地域として指定する。
- (イ) 国定公園・自然公園の指定地では、法令に基づいて適正に自然環境を保全する。
- (ウ) イノシシ、ツキノワグマ、カラスのほか、ニホンザル、シカなどによる被害に対し、猟友会等の関係団体や地域住民と連携して生息環境管理、被害防除、個体数調整に努め、併せて里山等の維持保全に努める。

(2) 開発事業に対する環境配慮の誘導

- (ア) 開発事業の際は、事前に環境影響評価（環境アセスメント）や大規模開発の適正化に関する条例により、影響予測や協議をするなど、適切な対応を促す。
- (イ) 環境配慮指針を定め、市民、事業者が、開発事業等の際に環境に与える影響に配慮するよう促す。

【環境配慮指針】（※は、他分野でも関連する取組）

主体別取組内容（自然環境：自然との共生）

(1) 市民に望まれる取組

- 野生動植物は、違法な採取・捕獲や売買をせず大切に保護し、生物多様性の保全に協力する。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 身近な自然に関心を持ち、自然環境調査に協力する。
- 日頃から野生鳥獣被害に対し、被害を防ぐための注意事項や鳥獣の習性等を理解し、収穫残さの撤去、柵の設置、個体数調整などへの協力を努める。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加するとともに、地域産材の利用に努める。※
- 住宅建築など開発にあたっては、環境法令を遵守し、身近なみどりなど自然の形成や生活環境の保全に努める。

(2) 事業者に望まれる取組

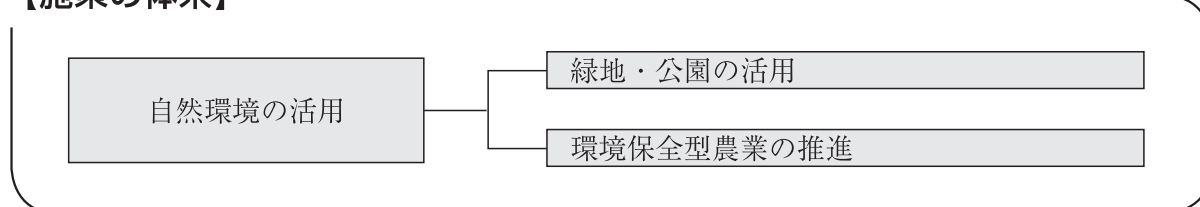
- 野生動植物の違法な採取・捕獲や売買をしない。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加・支援するとともに、地域産材の利用に努める。※
- 開発事業にあたっては、環境法令を遵守し、自然環境や生活環境の保全に努める。

2-2 自然環境の活用

【課題概要】

- 当市は、平野や中山間地域に広域な農地や森林などの豊かなみどりに覆われた区域を有しながら、都市部には都市化の進んだ市街地を有しているため、地域特性に合わせた自然の活用が必要です。
- 市民が自然に触れ、憩うことができる都市公園や市民の森は、整備や維持管理が適切になされることが必要です。
- 近年食の安全・安心に関する関心は高く、環境配慮の点からも営農における環境保全型農業の取組が望まれています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 緑地・公園の活用

- (ア) 農山村部では、市民の森など市民が自然とふれあい、体験学習ができる施設の維持保全に努めるとともに、生物多様性の保全のほか土砂災害防止など森林が多面的な機能を果たしていること^注について理解を深める。
- (イ) 都市部では、水と緑のオアシスである高田公園などの都市公園の整備を進めるとともに、町内会などと協働による維持管理を推進し、市民の憩いの場の確保と自然環境の保全に努める。

注：森林は、生物多様性保全、二酸化炭素吸収、土砂災害防止、水源かん養、気候緩和、保健休養、自然とのふれあい、木材生産などの多面的な機能を有するとされている。

(2) 環境保全型農業の推進

- (ア) 営農の際は、化学肥料及び化学合成農薬を低減する取組などにより、生物多様性を保全する。同時に堆肥の施用など二酸化炭素を土壌中に貯留する取組により、温暖化対策に貢献する。

【環境配慮指針】※は、他分野でも関連する取組)

主体別取組内容（自然環境：自然との共生）

(1) 市民に望まれる取組

- 市民の森など、身近な自然の中で遊べる環境づくりに協力する。
- 身近な公園や緑地の管理に参加する。
- みどりに関するイベントに参加し、みどりの保全について理解を深める。※
- 環境負荷が低い方法で栽培された農産物の購入に努める。

(2) 事業者に望まれる取組

- 身近な公園や緑地の管理に参加、支援する。
- 農薬や肥料の適正利用を進め、化学肥料及び化学合成農薬を低減する環境保全型農業の導入に努める。
- 卸売業・小売業者や、飲食店・飲食サービス業者は、環境負荷が低い方法で栽培された農産物を積極的に取り扱う。

○生活環境分野の指標・目標値

項目	現況年度 (平成)	現況値	目標年度 (平成)	目標値
自然環境保全地域の指定	25	4 地域	34	8 地域
大型野生動物による 人身被害の発生件数	25	0 件/年	34	0 件/年
イノシシによる水稻 の被害面積	25	3.0 ha/年	34	2.4 ha/年以下
開発事業者等の届出 義務違反の件数	25	0 件/年	34	0 件/年
高田公園の桜の健全化 (植替え、樹勢回復手当)	26	桜の老朽化が目 立つ状態	34	再調査に基づいて桜の 健全化を計画的に実施

3 地球環境

望ましい環境像 低炭素社会を目指す

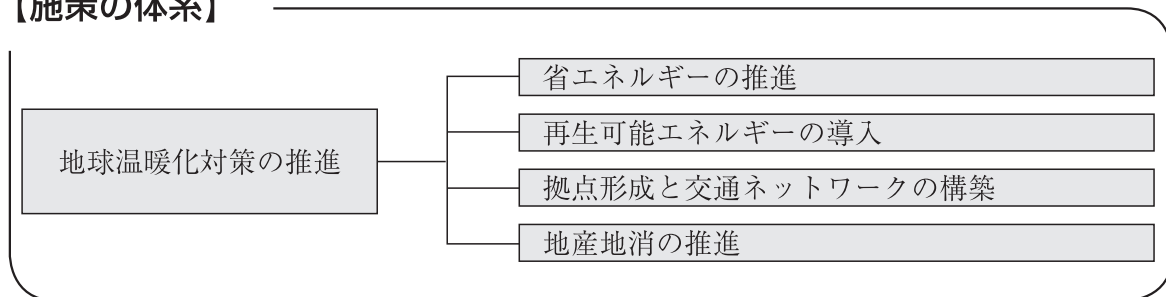
○課題と施策等の取組

3-1 地球温暖化対策の推進

【課題概要】

- 今後地球温暖化はさらに進むとの予測があり、私たちの生活にも大きな影響が生じるとされています。そのため、身近な取組から、市民一人ひとりが地球温暖化に及ぼす影響を軽減する必要があります。
- 東日本大震災以降、原子力発電施設の稼働停止等により、火力発電所への依存が高まっているほか、日常生活に影響する電力供給への関心も高いため、温暖化対策と同時にエネルギー自給率の向上等に関する取組が求められています。
- 地球温暖化対策やエネルギー対策のため、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの導入促進のほか、まちづくりや農業、林業の分野など環境以外の分野でも温室効果ガスを削減する取組が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 省エネルギーの推進

- (ア) 公共スペースにおいて照明設備の LED 化など、省エネルギー効果のある設備の導入や更新を進め、市の事務事業における電気・燃料の使用量を削減し、同時にグリーン購入^注を進める。

注：グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

- (イ) 市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、上越市地域省エネルギービジョンと地球温暖化対策実行計画に基づく取組を推進する。
- (ウ) 市で取り組む省エネルギー活動を検証し効果を周知することで、市民や事業者の省エネルギー化の取組を促す。

(2) 再生可能エネルギーの導入

- (ア) 上越市再生可能エネルギー導入計画に基づき、太陽光発電の導入、木質バイオマス利用エネルギーの利用や、融雪用地中熱などの温度差エネルギー等の利用を促進する。
- (イ) 雪氷冷熱を、冷房設備や雪中貯蔵をはじめとする低温貯蔵設備等のエネルギー源として利用する検討を進める。
- (ウ) 市民・事業者の再生可能エネルギーへの関心を高め、普及を促進するため、公共施設などへの再生可能エネルギーの率先導入や導入効果の検証及び周知、民間への導入支援などに努める。

(3) 拠点形成と交通ネットワークの構築

- (ア) 商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点（中心市街地や各区総合事務所の周辺など）を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。

(4) 地産地消の推進

- (ア) 地場産農産物の生産を拡大し、直売施設の機能充実を図るとともに、学校給食への利用促進や、食品関連事業者などと連携した地産地消の取組を推進し、農産物の流通に伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。

【環境配慮指針】(※は、他分野でも関連する取組)

主体別取組内容（地球環境：地球温暖化対策の推進）

(1) 市民に望まれる取組

- 地球温暖化に関する問題意識を共有し、ライフスタイルを見直す意識を持つ。
- 節電や省エネ家電の購入、グリーンカーテンの設置や冷房・暖房の控えめな温度設定など、日常生活で実践できる省エネ生活を実行する。

- 複数の家電や給湯器など、家庭内のエネルギー消費機器を使用する際の無駄づかい防止として、HEMS^{注1}の使用を検討する。
- 住宅用太陽光発電や間伐材などを燃料とするペレットストーブなど再生可能エネルギーの導入に努める。
- 過度な自動車利用から、公共交通機関や車の相乗り、自転車、徒歩など移動手段の転換に努める。※
- ハイブリッド車、電気自動車、水素燃料電池車など低公害車の購入を検討する。※
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低い商品（エコマーク^{注2}、グリーンマーク^{注3}商品）や、トップランナー基準^{注4}の達成率が高い機器の購入に努める。
- 地場産農産物の購入に努める。

(2) 事業者に望まれる取組

- 地球温暖化に関する問題意識を共有し、事業スタイルを見直す意識を持つ。
- ESCO 事業の導入や LED 照明・省エネ機器への更新、設備の省エネ運用など、事業所の省エネルギー化に取り組む。
- 事業所内の設備や機器の運転やエネルギー使用の際の無駄づかい防止として、BEMS^{注1}の使用を検討する。
- クールビズ・ウォームビズに取り組む。
- 自動車利用の効率化を進め、低公害車への更新を検討する。※
- 再生可能エネルギーの導入に努める。
- 物流の効率化を進め、鉄道の利用を検討する。
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低い商品（エコマーク、グリーンマーク商品）や、トップランナー基準の達成率が高い機器の購入に努める。※
- 卸売業・小売業者は、地場産農産物を積極的に取り扱う。
- 飲食店・飲食サービス業者は、地場産農産物を積極的に使用する。

注1：HEMSは、家庭のエネルギーを節約して使うための管理システムである。コンピュータを利用して複数の家電やガス機器とつなぐことで、使用量を見える化したり、最適な自動制御をしたりできる。BEMSは、事業所でのエネルギー管理システムである。

注2：エコマークは、様々な製品やサービスの中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルである。

注3：グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を図る古紙原料利用製品であることを識別するためのマークである。

注4：トップランナー基準は、エネルギー消費を抑制するため、製造事業者等が

省エネ型製品を製造するように「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき設けられる基準である。平成 26 年 11 月現在、乗用自動車、エアコンのほか 31 品目が対象。

○地球環境分野の指標・目標値

項目	現況年度 (平成)	現況値	目標年度 (平成)	目標値
市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力 注1	26	3,630kW	34	5,790kW 以上
世帯当たりの年間電力消費量 注2	25	6,024kWh/年	34	6,024kWh/年以下
市内の温室効果ガスの排出について	今後策定する地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガスの排出などに関する目標を定め排出抑制している状態			

注 1：推計により算出

注 2：直近 4 年の平均値により算出

トピック

環境と森林の関わり

～森林の多面的機能から～

<森林の多面的機能>

森林は、生物多様性保全、二酸化炭素吸収、土砂災害防止、水源かん養、気候緩和、保健休養、自然とのふれあい、木材生産などの多面的な機能を持つとされています。

環境分野との関わりは、これらの機能のうち、生物多様性を保全する機能、保健休養の機能、自然とのふれあいの機能、木材生産機能、二酸化炭素吸収源の機能など多岐にわたります。

豊かな森林が形成されることが環境分野でよい効果を生み、また、環境分野で森林を活用することが森林形成を促すなど、互いに影響しあうことでより良い環境が生まれます。

<公益的機能の評価>

市内の森林が持つ公益的機能の貨幣評価額は、約 1,725 億円/年とされています。ただし森林の約 5 割は人工林で適切な管理がされて十分に機能が維持されることから、今後も適切な維持管理など必要な対策を講じることが不可欠となります。

機能の種類	機能の概要	評価額
洪水緩和	下流の河川に流出する水量を緩和	約 160 億円/年
水資源涵養	孔隙に富んだ土壌が降水を浸透・保水	約 270 億円/年
水質浄化	雨水中の不純物を吸着して水質を改善	約 447 億円/年
表層崩壊防止	森林の根系や樹木により表層崩壊を軽減	約 184 億円/年
表層浸食防止	地表を覆う植性が表層の浸食を抑制	約 634 億円/年
二酸化炭素吸収	森林が二酸化炭素を吸収	約 30 億円/年
公益的機能の総評価額		約 1,725 億円/年

出所：林野庁ホームページに加筆

：「中山間地域の活性化方策に関する調査研究」上越市、(財) 地方自治研究機構

4 環境学習

望ましい環境像 豊かな環境を継承する社会を目指す

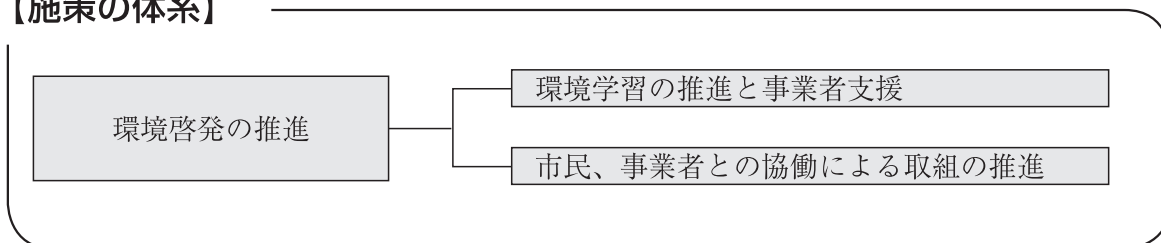
○課題と施策等の取組

4-1 環境啓発の推進

【課題概要】

- 市ではこれまでも様々な環境学習の取組を行ってきましたが、上越の豊かな環境を継承するため、今後も環境学習を継続していく必要があります。
- 環境に関する課題は、幅広い分野が関係するため、学習内容や学習主体によって様々な方法の普及が必要です。
- 市民の更なる環境学習を推進するため、環境学習ができる場や、効果的な学習の仕組みを検討する必要があります。
- 第2次環境基本計画に基づく市民環境プロジェクトの活動が終了するため、今後の環境施策の推進に関し、新たな活動や推進主体の検討や市民や事業者の環境改善活動の浸透が課題となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 環境学習の推進と事業者支援

- (ア) 上越科学館や地球環境学校、市で刊行した環境に関する図書や環境出前講座などを活用し、学校教育や保育の場において環境学習を取り入れる機会を提供する。
- (イ) 環境や自然体験などのイベントを通じて、広い世代に環境に触れる機会を提供する。
- (ウ) 事業者や市民団体等が行う環境活動に対し、講師派遣の支援やイベントの共催をするなど、事業者や市民団体等との連携を進める。

(2) 市民、事業者との協働による取組の推進

- (ア) 環境基本計画を策定し、環境保全の長期的な施策や目標を定め、個別の環境事業実施の際には環境政策審議会などにより意見を聴取し、施策を推進する。
- (イ) 市民や事業者が、さらなる環境改善活動に取り組めるように、広報や商業施設における小規模な環境イベント等の身近な手段での情報提供や学習を進めるとともに、既存組織（環境関連の各種協議会等）への普及などにより協働を進める。また、身近な学習の機会を通じて講師等への協力、育成に努める。

【環境配慮指針】（※は、他分野でも関連する取組）

主体別取組内容（環境学習：環境啓発の推進）

(1) 市民に望まれる取組

- 幼児期・学童期における体験や学習の重要性を認識し、家族などで環境体験等のイベントへ参加する。※
- 清掃活動などの地域活動や、市民団体や市が行う環境活動やイベントに参加する。※
- 身近な生活環境から地球環境まで環境の課題に興味を持ち、出前講座等を活用し環境を良くしていくための情報を収集する。
- 日常生活で簡単に取り組める環境活動からイベント参加や LED 照明などの環境に配慮した機器の購入まで、一人ひとりが実行可能な取組を行う。※

(2) 事業者に望まれる取組

- 社会貢献活動の一つとして、清掃などの美化活動やその他の地域活動への参加や、環境をテーマとしたイベント等に参画、支援する。※
- 身近な生活環境から地球環境まで環境課題に興味を持ち、出前講座や講師派遣を活用して情報収集し、改善の取組を実行する。※
- 事業者として環境各分野の環境配慮を進め、各従業員が環境活動に取組やすい環境づくりに努める。
- 事業活動において環境マネジメントシステム_注の活用を進める。

注：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」という。また、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）という。

○環境学習分野の指標・目標値

項目	現況年度 (平成)	現況値	目標年度 (平成)	目標値
環境に関する学習・啓発事業への参加者数	26	3,300人 ^{注1} (単年度値)	34	28,000人 (累計値)
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合 ^{注2}	25	63.6%	34	70.0%

注1：平成26年度目標値

注2：上越市環境市民アンケートにより算出

トピック

環境と農業の関わり

～食料・農業・農村との関係と農地の多面的機能～

<環境問題と農業>

地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、さまざまな環境問題が指摘される中で、課題の解決に向けて食糧・農業・農村分野での貢献も期待されています。

①食料分野では、二酸化炭素の見える化、食品廃棄物の発生抑制や再生利用、②農業分野では、環境保全型農業や生物多様性保全を重視した農業の推進、省エネ機器等による二酸化炭素の排出削減やバイオマスの活用、③農村分野では、景観の維持や再生可能エネルギー導入などの取組が行われており、一層の推進が重要となっています。

<中山間地域の農地（水田・畑）が有する多面的機能の評価>

農地は、食料やその他の農産物の生産供給機能の他に、色々なめぐみをもたらしてくれる多面的機能を持つとされています（下記表の機能）。

市内の中山間地域で、農業が営まれることで発揮される多面的機能（の公益的機能）を評価したところ、貨幣評価額にして186億円/年（食料供給機能評価額を含む）と試算されました。また、下記表の機能のほか、地域文化の継承など貨幣評価しにくい様々な価値もあります。

機能の種類	機能の概要	評価額
洪水防止	水田や畑は多くの雨水を一時貯留する	約80.1億円/年
水資源涵養	一時貯留量の多くが地下水として涵養される	約37.6億円/年
	涵養された地下水を使う方が上水道を使うより割安	約1.1億円/年
水質浸食	農地は裸地より土壌浸食防止機能が高い	約5.7億円/年
土砂崩壊防止	水田の耕作により土壌崩壊の発生を1/4に抑制	—
食料供給	中山間地域産出分だけで市内自給率の約38%	約61.5億円/年
公益的機能の総評価額		約186億円/年

出所：農林水産省ホームページ「トピックス環境問題と食料・農業・農村」「農業・農村の多面的機能」
：「中山間地域の活性化方策に関する調査研究」上越市、（財）地方自治研究機構